第4章 高齢者福祉施策の展開

第4章 高齢者福祉施策の展開

基本目標1 健康づくり・介護予防の推進

<u>(1)健康づくりの推進</u>

高齢者の多くは生活習慣病などの慢性疾患を抱えて生活しています。このことは、将来的にも寝たきりや認知症をひき起こす病気が隠れており、早期に介入することが介護予防にもつながります。

健康たるみず21に基づき、市民一人ひとりが生涯を通じた健康づくりや疾病及び介護 予防に取り組めるよう、若年層に対しても介護予防への動機づけを行っていきます。

【具体的な取組】

① 栄養・食生活・食育の推進(担当課:保健福祉課・農林課・学校教育課)

若年者の朝食の欠食をなくし、将来に向けた規則正しい生活習慣の確立を目指します。 また、糖分・塩分・脂肪分を控え、生涯を通しておいしく食べられるよう、食への関心を 高めます。

「健康たるみず21」に基づき各種団体の連携及び地域資源の活用を推進していきます。

	平成 25 年度 (現状値)	平成 34 年度 (目標値)
バランスの取れた食生活を心がける 人を増やす	51%	60%

食育基本法に基づき、子どもたちの豊かな心と身体を育むために、行政が地域と連携を 図りながら食育・地産地消推進を行っていきます。

平成26年度に実施した「垂水市食育・地産地消に関するアンケート調査」に基づき、本市の現状把握及び分析を行い、垂水市食育・地産地消推進計画の策定を予定しています。

②運動・身体活動の推進(担当課:保健福祉課・社会教育課)

運動は生活習慣病予防や健康づくりの一翼を担っていますが、若い働き盛りの世代ほど、 運動をする機会が少ない状況にあります。

そこで、健康教室など各種教室の開催や関係機関と連携し、生涯を通じてスポーツに 親しむ環境づくりを推進します。



血管元気生活教室のウオーキング

③歯の健康(担当課:保健福祉課)

歯の健康は全身の健康に関わる重要な役割を果たしており、乳幼児期から高齢期にかけて各ライフステージにおける取り組みが重要になっています。

高齢期においしく、楽しく、安全な食生活が営めるよう乳幼児歯科検診や歯周疾患検診などの場を活用し、正しい情報の提供と効果的な口腔ケアの指導を行っていきます。

④たばこ、アルコール、休養、こころの健康(担当課:保健福祉課・市民相談サービス課)

「こころの健康づくり」については、自分自身のこころの健康管理や周りの方の気づき・ 声かけなど知識の普及啓発が重要です。併せてたばこやアルコール等の害についても関係 機関を通じて啓発していきます。

⑤がん・生活習慣病予防(担当課:保健福祉課・市民課)

広報、戸別訪問、電話勧奨、各種会合時での説明等と様々な機会をとらえて受診勧奨活動 を行っていますが、受診率が伸び悩んでいる状況です。

今後も未受診者対策として、がんの早期発見・早期治療を目的に、がん検診の広報・ 普及啓発活動や、受診しやすい環境づくりに努め、各地区でがん検診を行っていきます。

また、生活習慣病の糖尿病、循環器疾患、腎疾患等の予防について広く市民に普及するとともに、特定健康診査と特定保健指導を受診し、生活習慣病の予防に努めることにより、生活習慣病の内臓脂肪症候群の該当者・予備群を減らします。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
特定健康診査の	目標値	60.0%	65.0%	45.0%
受診率	実績値	40.7%	40.9%	41.6%
特定保健指導の	目標値	45.0%	45.0%	45.0%
実施率	実績値	25.4%	37.0%	35.9%

⑥地域資源を活用した地域活動の推進(担当課:保健福祉課)

健康づくりは市民の交流によって励まし合いながら楽しく活動することで、継続できます。健康づくりの支援者育成や多くの自主グループ、民間団体、健康づくりに関連する公民館活動、地域活動などを活用し、相互交流しながら展開します。



垂水市ホリステイックヘルスアカデミー開講式

(2) 介護予防の推進

すべての市民が生活の質を高め、健やかな高齢期を迎えられるよう健康的な生活習慣の 定着に向けて関係機関と連携しながら、各々の世代や特性に応じた支援を行い、介護予防 事業の内容を広く住民に周知することにより参加勧奨を促し、対象者の減少を図ります。

介護保険制度改正において、6期中に新たな介護予防・日常生活支援総合事業が施行されることから、体制づくりや事業の周知広報に努めます。

【具体的な取組】

① 二次予防対象者把握事業の実施(担当課:保健福祉課)

65 歳以上の方(既に要支援・要介護認定を受けている方は除く)に対し、「基本チェックリスト(日常生活の状況に関する 25 項目からなるアンケート)」等を実施し、要支援・要介護状態となるおそれのある者を早期に把握し、必要な介護予防サービスに参加できるよう支援します。

<生活機能評価の受診状況>

	人口		受診者数			2 次予防事	
	65~74 歳	75 歳以上	計	65~74 歳	75 歳以上	計	業対象者数
平成 23 年度	2,206 人	3,772 人	5,978 人	582 人	754 人	1,337 人	615 人
平成 24 年度	2,291 人	3,734 人	6,025 人	757 人	730 人	1,482 人	524 人
平成 25 年度	2,393 人	3,683 人	6,076 人	867 人	1,135 人	2,002 人	756 人

②介護予防二次予防対象者施策(担当課:保健福祉課)

○運動器の機能向上プログラムの実施

運動器の機能低下(身体の不活動によっておこる日常生活能力の低下)の恐れがある 方を対象に、筋力や柔軟性、バランス能力などの維持・改善を目的とした「運動器の機 能向上プログラム」を提供することにより、生活能力の維持や改善を図り、運動習慣の 普及に努めます。



いきいき元気塾の体力測定

〇栄養改善プログラムの実施

低栄養状態のおそれのある方を対象に、「食べること」の意義や楽しさを知り、食生活の改善に取り組めることを目的とした「栄養改善プログラム」を提供することにより、年齢に応じた適切な量と質が確保された食事が摂れるなど、本人及び家族が無理なく楽しく食生活の改善に取り組めるよう支援しながら、「食」への意欲を高めます。



夏休み親子クッキング

〇口腔機能改善プログラムの実施

口腔機能の低下のおそれがある方を対象に、「一生、美味しく、楽しく、安全に食べること」の基、口腔清掃の自立や摂食・えん下機能の維持・向上などを目指して「口腔機能向上プログラム」を提供することで、セルフケアの確立と個々人が目指すよりよい生活の実現を支援します。

〇閉じこもり、うつ、認知症予防プログラムの実施

本人や家族、また、主治医や民生委員などから相談があり、基本チェックリスト等で 状況を把握したあと、閉じこもりやうつ、認知症のおそれがあると認められた方を対象 に、保健師等が訪問し、本人と話し合いながら必要と思われるサービスを提供すること で、各状態の改善に向けて支援します。

<通所型介護予防事業実施状況>

参加延人数	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
運動器の機能向上	1,731 人	1,586 人	2,183 人
栄養改善	0人	0人	0人
口腔機能の向上	17 人	0人	0人
その他	49 人	639 人	22 人
計	1,797 人	2,225 人	2,205 人

〇訪問型介護予防事業

二次予防事業の対象者で、閉じこもり、認知症やうつ等の恐れがある等、心身の状況等により、通所型サービスの利用が困難である方を対象に、保健師等が訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握したうえで、必要とされる相談・指導を行い、各介護予防事業プログラムや地域における自発的な活動等への参加を促し、支援していきます。

<訪問型介護予防事業実施状況>

被訪問延人数	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
運動器の機能向上	6 人	28 人	35 人
栄養改善	6 人	9人	2 人
口腔機能の向上	20 人	13 人	21 人
閉じこもり予防・支援	28 人	14 人	0人
認知症予防•支援	4 人	14 人	32 人
うつ予防・支援	44 人	8人	37 人
計	108 人	86 人	127 人

③介護予防一次予防対象者施策(担当課:保健福祉課)

〇介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布、 各利用者の介護予防事業の実施の記録等を記載する介護予防手帳の配布等を行う事業で す。

○傾聴ボランティア養成講座

一人暮らしの高齢者や子育てで孤立している方など様々な相手の話を聴くことによって、相手の心に寄り添い、心も体も元気になってもらい、傾聴活動を広げ、地域づくりに貢献することを目的として傾聴ボランティアを養成しています。平成21年度から現在まで合計で80名近い参加者が講座を受講しております。核家族化や独居高齢者の増加、地域コミュニティの低下から地域には周りにきちんと話を聴いてもらうことのできない人が増えており相互扶助の進展のためにも今後も傾聴活動は大きく期待されます。

〇貯筋運動指導者キャンプ

貯筋運動とは、誰もが、どこでも気軽に実施できる筋力運動として鹿屋体育大学が実施している運動であります。垂水市では平成22年度から鹿屋体育大学にお願いし貯筋運動に取り組み始めました。まず貯筋運動の指導者養成と貯筋運動の普及のために、貯

筋運動指導者キャンプ(講習会)を、「猿ケ城渓谷の森の駅」で行いました。

参加者はスポーツ推進員、医療機関・介護施設の職員、市民ボランティア等を対象に 実施し、理論から実践まで細やかな指導をしていただきました。

平成26年度においても鹿屋体育大学にお願いをし「猿ヶ城渓谷の森の駅」で開催しました。医療・介護従事者やこれまで運動指導等に携わってきた者が、それぞれの活躍する場において効果的な貯筋運動の指導が継続してできるように、正しい知識の理解と地域で普及できるような能力の習得、及び指導者の質の向上を目的として実施しました。今後も受講者が1次予防教室等で活躍できる場を提供していく必要があります。



貯筋運動





スポーツ推進委員研修会



貯筋運動

Oあんしんノート

平成 23 年度に人生観を見つめ直す機会として、生活習慣や財産などについて記載する「あんしんノート」を作成しました。老人クラブや公民館の集会で配布し、自分の医療や介護のことだけでなく、自分を見守ってくれる人や大切な方へのメッセージを記入し、周りの方と意見交換ができると好評を得ています。

〇地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援、また、社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を実施します。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
参加者延人数	1,882 人	2,129 人	1,575 人

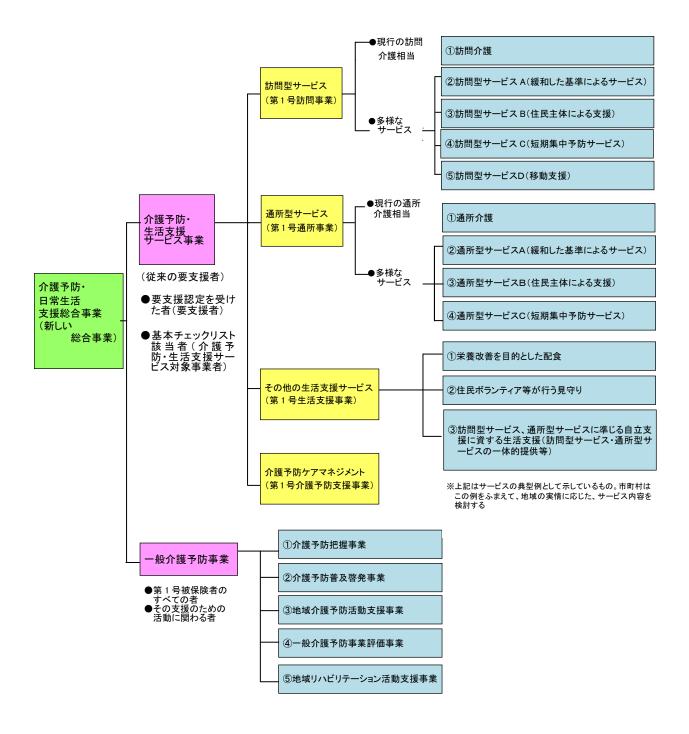
④新たな介護予防・日常生活支援総合事業(担当課:保健福祉課)

制度改正により、予防給付のうち訪問介護、通所介護が地域支援事業に移行し、既存の介護事業所によるサービスに加えて、ボランティア、NPO、民間企業など地域の多様な主体を活用して高齢者を支援することとなりました。(平成27年4月1日施行)実施にあたっては、圏域ごとにある一定の均一的なサービスを提供するための体制構築が必要なことから、受け皿の整備充実を図り、平成29年度の本格実施を目指します。

新たな介護予防・日常生活支援総合事業の主な準備事項

関係者への制度周知/ケアプラン作成の研修会実施/現行サービスの再編/生活支援サービス内容検討(基盤づくり・人材育成)、専門的サービス内容検討/地域包括支援センターの組織・業務体制の見直し/生活支援コーディネーターの配置

【新たな介護予防・日常生活支援総合事業体系図】



基本目標2 生きがいを持ち、社会参加できる支援

(1)地域での社会活動の充実

老人クラブについては、リーダーの育成や魅力あるクラブ活動への見直し、活動に関する広報など、各種の支援を行うことにより、多くの高齢者の参加が得られるような取り組みを進めていきます。また、いきいき元気会・いきいきサロンについては、その活動を広く周知することにより、住民同士の交流の場を拡大し、地域コミュニティを活性化させるための 環境づくりに取り組んでいきます。

高齢者は地域づくりを支える活動や他の高齢者の生活を支える様々なサービスの担い 手として、期待されることから、今後、地域内で積極的な役割を果たしていけるような 社会づくりに努めます。

【具体的な取組】

① 垂水市社会福祉大会の充実(担当課等:保健福祉課・垂水市社会福祉協議会)

市民一人ひとりに「福祉の心」を育みながら、「だれもが健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくり」を実現するための住民参加の場として、またこれまで社会福祉の推進のため功績のあった方々へ感謝の意を表現するための場、福祉作文優秀者を表彰する場としての開催や保育園、福祉団体、ボランティア団体による演芸会の催し等を実施しています。

社会福祉大会については、健康づくりに対する意識高揚や、福祉のまちづくり、ボランティア運動推進の情報発信および住民参加の場として、さらなる充実を図ります。

②郷土芸能保存運営補助(担当課:社会教育課)

市内の各郷土芸能等保存団体の中から、毎年4団体選考し、運営・活動のための助成金 を交付していますが、各団体の実情に合った対策を検討していく必要があります。

郷土に古くから伝わる郷土芸能を可能な限り長く後世に伝承していくため、市内の各郷土芸能保存団体に対し、運営・活動の経費を補助金として毎年必要に応じて交付していますが、高齢化及び少子化等で消滅していく団体も見受けられるので、早急な後継者育成を実施していきます。

③在宅一人暮らし老人の集い事業の実施(担当課等:垂水市社会福祉協議会)

在宅高齢者の自立支援と社会参加の促進を図るため、各地区社会福祉協議会(公民館) の協力を得て「集い」を開催し、ニュースポーツや健康教室、消費生活相談、講話や地域 の小学生等との交流などを行います。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
在宅一人暮らし 老人の集い事業	458 人	449 人	440 人(見込み)

(4)老人クラブ活動助成事業(担当課等:保健福祉課)

本市には現在、加入団体31クラブが組織されています。

高齢者が楽しく・明るい生活を通じて、社会福祉の発展に寄与することを目的として、 社会奉仕活動、スポーツ振興、レクリエーション活動等を行っている単位老人クラブ及び 老人クラブ連合会に助成を行っています。

今後、加入クラブ・加入者数の増加を図るとともに、社会奉仕活動・健康づくり介護 予防活動への積極的な参加や地域における異年齢との交流などのいきいきとした活動を 推進していきます。

⑤ボランティア活動育成(担当課等:垂水市社会福祉協議会)

市内・地区内・施設等で、高齢者の交流や高齢者宅の除草・灰除去・障子貼り等の美化活動、河川での草木の刈り取りや海・公園の清掃作業、施設での理髪奉仕活動等の育成に取り組んでいます。

また、福祉施設や、学校など広範囲に活動を展開していますが、登録個人・団体数は横ばい傾向ですが、若い世代(学生)の登録は減少傾向にあります。

今後は、研修・広報などを通じて参加者の拡充を図り、在宅福祉への支援に係るボランティアの育成と定期的に活動できるボランティアの発掘を進めます。併せて有償ボランティア等による支援についても、今後研究を進めていきます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
個人数	72 人	81 人	81 人
団体数	31 団体	30 団体	34 団体
合計人数	995 人	974 人	954 人

⑥ボランティア・市民活動への支援(担当課:保健福祉課)

ボランティア活動の推進を図るため、傾聴ボランティア養成講座(一般市民を対象)に おいて、高齢者虐待、権利擁護(成年後見人制度)について講義を行い、普及啓発に努め ています。

マンパワーの確保など不足している点が多く、今後、研修・広報等を通じて促進してい く必要があります。

今後においては、在宅活動におけるボランティア、傾聴ボランティア等の育成と、定期的に活動できるボランティアの発掘について検討し、有償ボランティアや地域支援サービスの研究を進めていきます。

⑦ボランティア・ポイント事業(担当課:保健福祉課)

高齢者の登録施設でのボランティア活動に対してポイントを付与し、交付金として還元することにより、ボランティア活動を促進し、自身の健康増進、介護予防等を推進します。 多くの高齢者が参加できるように積極的な普及啓発に努め、高齢者の健康づくりやボラ

平成 25 年度平成 26 年度登録施設数17 件18 件登録人数30 人49 人

⑧ごみ減量化への補助(担当課:生活環境課)

ンティア等の社会参加につなげます。

廃品の回収活動等を実施した住民団体等に対し、市が予算の範囲内において、補助金を交付し、ごみの減量化及び資源の再利用を図っています。スポーツ少年団等一部の活用にとどまっていることから、市内各団体への広報活動の充実が課題です。

今後においては、高齢者団体等についても広報を積極的に行い、参加を促進していきます。また、清掃などのボランティア活動についても、高齢化が進む中で、行政の支援強化を検討していきます。

⑨老人憩いの家の運営(担当課等:保健福祉課・垂水市社会福祉協議会)

憩いの家は垂水地区と南地区の2箇所にあり、管理・運営はシルバー人材センターに 委託しています。

介護保険対象外等の比較的元気な 65 歳以上の高齢者が入浴やコミュニケーション等、 高齢者の憩いや交流の場として老人福祉の向上を図る施設です。

健康教室、いきいきサロン、子育でサロンの実施など世代間の交流が図られるよう利用 促進に努めます。

(実施状況)

子育でサロン 毎週土曜日 10:00~14:00 いきいきサロン 毎月1回第2水曜日 10:00~12:00

利用人数	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
垂水憩いの家	8,834 人	8,848 人	約 9,000 人(見込み)
南地区憩いの家	1,591 人	1,799 人	約 1,800 人(見込み)

⑩いきいき元気会・いきいきサロンの実施

(担当課等:保健福祉課・垂水市社会福祉協議会)

介護予防を目的に身近な場所(自宅や公民館等)で自主的に集り、交流することで ご近所同士のネットワークづくりを再生します。

今後は、地域包括ケア体制の受け皿として、また介護予防サービスの拠点として位置づけ、自主活動として展開できるようリーダー育成をしながら事業内容の充実を図ります。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
回数	500 回	511 回	約 520 回(見込み)
延べ人数	5,689 人	6,564 人	6,600 人(見込み)

⑪地域敬老会開催の支援(担当課等:垂水市社会福祉協議会)

長寿を祝福し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的に、各地域で敬老会が開催されています。

敬老行事へ助成等の支援を行い、高齢者をはじめ地域住民の社会参加の促進を図ると ともに、地域で支え合う福祉のまちづくりに努めていきます。

⑩敬老記念品の贈呈(担当課等:垂水市社会福祉協議会)

長年社会の発展に寄与してきた高齢者(対象者:新90歳、新99歳、100歳以上)に対し、敬老記念品を贈呈することにより、長寿を祝福し、高齢者の福祉の増進を図るとともに、広く市民の高齢者福祉に対する理解と関心を高めることに努めていきます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
敬老記念品の贈呈	123 人	137 人	156 人



(2)シニア学習活動の充実

高齢者の多様な社会参加、生きがいづくりの場として、趣味・教養・学習活動の場の 充実に取り組みます。

その際、高齢者のみならず、世代間交流の促進や参加者間の親睦や地域格差をなくし、 自主性を尊重した事業の企画・実施を支援していきます。

【具体的な取組】

①高齢者教育の推進(担当課:社会教育課)

多様化・高度化する学習ニーズに対応し、高齢者が主体的に学ぶことができる環境を 充実させるために、生涯学習市民講座や各地区公民館の高齢者大学・高齢者学級・自主 講座の充実を図ります。

②高齢者リーダー学級の実施(担当課:社会教育課)

各校区の高齢者学級のリーダーを養成することを目的に、各地区の代表に対し、リーダーとしての資質の向上や知識の習得を行い、ここで得たノウハウを地元高齢者学級に生かしています。

また、参加者 (リーダー) 同士の親睦を深め、各校区の情報交換の場にもなっており、 生きがいづくりにもつながっています。

なお、平成 25 年度以降、市内小中学校の学校応援団事業の本格実施に伴って、校区の 高齢者リーダー学級事業を学校支援ボランティア事業に統合し、活動を展開しています。 今後は、さらに高齢者のニーズを把握し、活動内容を発表する等、対象者に対する広報 を充実させ参加者の拡充を図ります。

③「マイライフ・マイスポーツ運動」の積極的な展開(担当課:社会教育課)

ニュースポーツの普及促進と校区単位のグラウンドゴルフ同好会の活動は、元気な高齢者の集まりとなって広がりを見せています。

ニュースポーツフェスティバルについては、市の主催から垂水市体育協会と垂水市スポーツ推進委員会に変更し、参加者の促進を図っています。

「健やかスポーツ 100 日運動」については、平成 25 年度で終了し、平成 26 年度からは「マイライフ・マイスポーツ運動」の積極的な展開を図っています。

今後も、地区公民館やスポーツ推進委員の連携を密にし、高齢者が主体的・継続的に、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ機運を高め、健康づくりや体力維持、仲間づくりを行っていきます。

④総合型地域スポーツクラブの育成・定着(担当課:社会教育課)

子どもから高齢者まで地域住民の誰もが参加でき、地域住民が主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」として、1団体(柊原スポーツクラブ団)組織されている状況です。

総合型地域スポーツクラブの運営については、会員の会費などにより運営していくため、 事業が思うように実施できていない状況にあります。

拠点となる学校体育施設などの身近で利用しやすく親しみやすい施設整備を図り、高齢者の関心に対応してスポーツ活動のみならず健康に関するイベントやレクリエーション・文化活動の定着を目指します。



(3) 高齢者の就労支援

高齢者が積極的に社会に参加し、高齢社会を活力あるものにするためには、高齢者自身の 意欲や能力に応じて働くことができる機会を提供していく必要があります。

【具体的な取組】

①シルバー人材センターへの支援(担当課:保健福祉課)

普及啓発事業により会員数も年々増加し、就業開拓事業においても、契約件数、契約金額及び就業率も増えてきており、高齢者の社会参加に寄与しています。

また、就労することにより高齢者の健康増進も図られます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
会員数	181 人	185 人	約 180 人(見込み)
契約件数	1,838 件	1,923 件	約 1,900 件(見込み)



基本目標3 安全で安心して暮らすため福祉・生活環境の充実

(1)生活支援の充実

要介護認定者や自立した生活に不安をもつひとり暮らし高齢者などの生活を支援するため、介護保険給付対象外の在宅福祉サービス等を提供します。

サービス提供においては、地域における様々な人材・機関が連携して取り組むことができるような支援を行っていきます。

さらに、関係課・期間等と連絡調整を図りながら、交通手段の確保にも取り組んでいきます。

【具体的な取組】

(1)生活支援型ホームヘルプサービス(担当課:保健福祉課)

対象者宅に人材を派遣して、買物等の軽易な生活援助サービスを提供し、要支援・要介 護状態になることの予防を図る事業です。

利用したいとの声はありますが、委託先のヘルパー不足で利用できないケースがあり、 ヘルパー不足の解消が急務といえます。

今後は、委託料及びサービスメニューについて検討しながら、サービスの利用・普及を 図ります。

②高齢者はり・きゅう施術料助成(担当課:保健福祉課)

市内在住の 65 歳以上の者に対し、はり、きゅう施術料の一部助成を行うことにより、高齢者の健康と保健の向上に寄与し、老人福祉の増進を図る事業です。

当事業は、医療費の抑制と高齢者の健康増進の向上に寄与しているため、継続して実施していきます。

③地域自立生活支援事業(担当課:保健福祉課)

在宅の一人暮らし高齢者や夫婦暮らしの虚弱高齢者等、又は心身障害者であり、家庭で 日常生活を営むのに支障のある者に対し食事支援を行い、自立した食生活への改善や 低栄養の予防と孤独感の解消を図り、併せて安否の確認を行います。

今後は、予算の見直しを行いながら、対象者の選定を適正に行い、事業を実施していきます。

④生活指導型ショートステイ(担当課:保健福祉課)

介護保険ではほぼ自立とみなされるような虚弱な一人暮らし高齢者が、一時的に日常 生活を営むことができなくなったときに在宅生活の安定を図るため、介護老人福祉施設等 の空きベッドに一時的に入所できるようにします。

過去5年間利用はありませんが、高齢者虐待等を含み一時的に入居できる施設の確保は 必要です。独居老人等の増加により、今後は需要が増えるものと予測されます。

今後は、施設の収容人員の都合上、利用できないケースがあることから、空き部屋の 確保について検討し、事業の利用・普及を図ります。

⑤高齢者等の交通手段の確保(担当課:保健福祉課・企画課)

バス路線がなく、公共交通機関の利用が難しい中山間地域における高齢者等の交通手段の確保のために、大野、水之上地区及び新城、市木、中央地区の一部で事前予約型乗合タクシーを導入し、交通 空白地域や交通不便地域の解消を図っている。

現在、NPO法人等がドア・ツー・ドアの福祉有償輸送サービスを1社にて福祉有償 運送を行っている。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
乗合タクシー利用者数	7,253 人	8,598 人	4,876 人

※平成 26 年 10 月現在

⑥福祉機器(車いす)の貸し出し事業(担当課等:社会福祉協議会)

在宅での移動に不自由な方のために、車いすの貸し出し事業を行っています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
福祉機器(車いす)の 貸し出し	175 件	183 件	190 件(見込み)

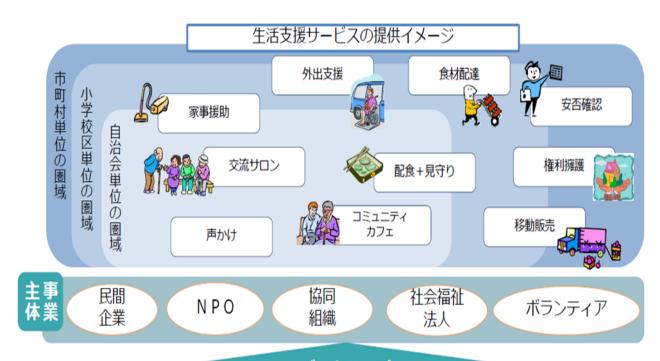
⑦福祉用具・住宅改修支援事業(担当課:保健福祉課)

居宅介護支援及び介護予防支援の提供を受けていない者に対して行った、住宅改修費の支給の申請に係る理由書の作成業務に関し、作成手数料を支払います。

⑧介護予防・生活支援サービス事業(担当課:保健福祉課)

介護保険制度改正において、要支援 1・2の介護予防訪問介護と介護予防通所介護においては、全国一律の予防給付から、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)」に移行することになり、本市においては平成 29 年4月から新たな枠組みの中で実施します。

なお、介護予防・生活支援サービス事業は、高齢者の在宅生活を支えるとして、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供が期待されていることから、本市においては、「自助・互助・共助・公助」の役割分担を踏まえた上で、地域資源等を活用したサービス体制の構築を積極的に推進します。



バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化(コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等)

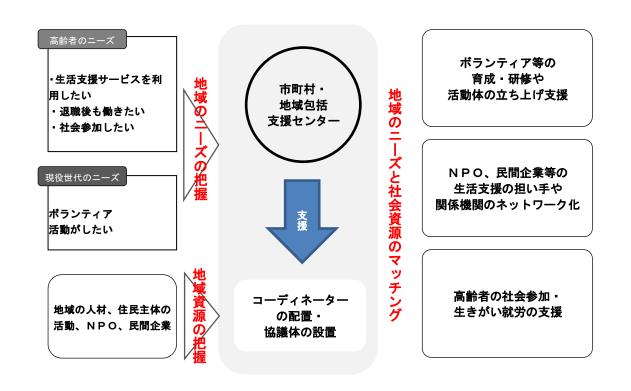
➡ <u>民間とも協働して支援体制を構築</u>

⑨生活支援コーディネーターの配置(担当課:保健福祉課)

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーターを配置します。

各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、 定期的な情報共有及び連携強化の場となる中核ネットワーク体制を構築する中で、地域 ケア会議等により、「地域のニーズと資源の状況」「多様な主体への協力依頼などの働きか け」「生活支援の担い手の養成やサービスの開発」等に取り組んでいきます。

なお、高齢者がサービスにアクセスしやすい環境の整備も進めて行きます。



(2) 家族介護の支援

高齢者を取り巻く社会環境や生活様式の変化は、介護に対する考え方や価値観について も多様化してきています。

在宅での介護を希望する方のためには、介護者の心身両面における負担軽減を図るしく みづくりや地域包括ケア体制の充実を図る必要があります。

【具体的な取組】

①在宅寝たきり高齢者等紙おむつ給付(担当課:保健福祉課)

在宅寝たきり高齢者等の対象者に対して、紙おむつの現物支給を行っています。

今後も、引き続き介護家族の負担を軽減するため給付するとともに、介護者家族に対するおむつの使用方法等の相談・教室を開催していきます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
おむつ給付延人数	2,484 人	2,801 人	約 2,800(見込み)

②在宅介護手当の支給(担当課:保健福祉課)

在宅寝たきり高齢者等の介護家族に対し、介護者の労をねぎらうことで慰労金を支給しています。

申請に際し、対象者の介助の状況や日常生活動作状況については、委託にて適正な調査に基づく適正な支給を行っています。

今後も在宅寝たきり高齢者等の福祉の増進並びに親族の扶養意識を高めることを目的とし、家族介護慰労金支給事業を活用します。

③介護家族への訪問指導の実施(担当課:保健福祉課)

介護に対する不安や負担に対する家族への相談・援助及び必要な機関の情報提供、介護者の健康に対する助言、介護方法などの指導を実施や必要に応じ専門機関の紹介及びサービスへの連絡調整に努めます。

④家庭介護教室(担当課等:垂水市社会福祉協議会)

在宅で介護されている介護者の方の介護知識や技術・救急法等の習得や精神的なサポートを支援に努めます。なお、平成26年度は3地区(牛根・中央・南)で実施しています。

⑤家族介護継続支援事業(担当課:保健福祉課)

家族の身体的・精神的負担の軽減を目的に介護家族の方に対し、看護師等が訪問し、 ヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防、病気の早期発見のための助言、指導 を行います。

また、家庭介護教室や認知症サポーター養成講座を開設し、家族の身体的・精神的 負担の軽減を図ります。



(3)安心・安全の確保

高齢者が住み慣れた地域や家庭で、安心・安全に暮らせるよう、高齢者を取り巻く社会環境の整備に取り組みます。地域住民・振興会・民生委員・消防・警察等、関係機関と連携しながら、高齢者等の見守り体制を確立するとともに、高齢者自ら災害や犯罪等に対する備えや心構えができるよう意識の高揚を目指します。

【具体的な取組】

①交通安全対策の実施(担当課:市民相談サービス課)

県をはじめとする関係機関の協力を得て、学校・事業所・集落等における交通安全教室等の開催に努めていますが、閉じこもりがちな高齢者に対する交通安全への取り組み、高齢者ドライバーに対する交通安全教育も含めて、運転手と歩行者双方への交通安全教育の徹底を図ります。

なお、高齢者による交通事故を抑制するために、平成 26 年度より 65 歳以上の高齢者が 免許証返納した者に対し、商工会が発行する商品券 5,000 円を交付しています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
交通安全教室参加者総数	1,919 人	2,203 人	約2,200人(見込み)

②高齢者の防犯・防災(担当課:市民相談サービス課・総務課)

防犯については、鹿屋・垂水地区防犯協会及び垂水市防犯協会に補助を行っており、 関係機関等と協力しながら広報や回覧を通じて防犯活動に取り組んでいます。また、防犯 灯の設置に対する補助や各防犯協会への補助金も継続的に行っており、今後も活動の充実 を支援していきます。

防災については、土砂災害等に際し、避難誘導などの災害応急対策が迅速に行われるよう、防災体制の確立と住民の防災意識の高揚を図ることを目的とし、総合防災訓練を実施しています。

今後については、会場の地域特性に合わせた創意工夫を加えていき、さらに、市内の 自主防災組織での防災訓練実施にも取り組んでいきます。

③災害時における援護を要する高齢者への対策(担当課:総務課・保健福祉課)

垂水市地域防災計画に基づく垂水市災害時要援護者「避難支援」プランについては、 平成 18 年9月に作成しています。また、要援護者台帳については、災害時に援護を要す る高齢者等の対象者把握を行い、電算でのシステム化の整備を進めています。

現在、防災担当部署及び関係機関との連携を進めており、災害時に災害時要援護者が 安心、安全に避難できる環境を確保するために、市内の一部社会福祉施設を福祉避難所と して利用できるようにする協定を締結しています。

今後、災害時に援護を要する高齢者への個々の課題に対するよりよい対処方法について 検討し、個人情報保護を踏まえたさらなる要援護者台帳の整備を進めます。

また、要援護者台帳の有効な活用方法のための組織づくりに向けて、災害担当部署及び 関係機関等との連携を強化していきます。

	平成 26 年度
福祉避難所協定締結先(保健福祉課)	8法人(9施設)

④高齢者の消費者対策(担当課:市民相談サービス課)

生涯学習出前講座において、振り込め詐欺やリフォーム工事などの悪徳商法から消費者を守るため、講話・寸劇等を実施し犯罪の未然防止に取り組んでいます。今後も、生涯学習出前講座を通じて、情報提供や講話等を継続し、自立した高齢者がより増加するように取り組んでいきます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生涯学習出前講座	124 件	121 件	約 130 件(見込み)

⑤緊急通報体制整備事業(担当課:保健福祉課)

緊急通報装置を貸与し急病や災害等の緊急時に迅速且つ適切な対応を図り、その福祉の 増進を図ることを目的とした事業です。

親戚等が近くに居住していないことから、緊急時の不安を覚える高齢者も多く、オペレーターからの健康確認の連絡にて不安感の軽減につながっています。

今後は独居老人、高齢者世帯の増加が見込まれるので、必要な事業と考えます。

⑥限界集落への対策(担当課:市民相談サービス課)

限界集落を解消するためには、振興会の統廃合はさけられない状況となっています。 振興会の統廃合に向け、振興会の代表で構成された振興会連絡協議会の中で、合併に 向けての特例措置や、具体的な条件整備を提示し、隣接振興会との統廃合に向けて取り 組んでいますが、振興会同士の協議が進まない状況にあります。

振興会の統廃合に向け、振興会連絡協議会の中から合併検討委員を選出し、合併に向けての特例措置や、具体的な条件整備を図り、限界集落の再生に向けて取り組みます。

⑦高齢者等くらし安心ネットワークの充実(担当課等:保健福祉課・社会福祉協議会)

民生委員・児童委員を中心に、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者・障害者など援護を必要とする人々(要援護者)に対し、声かけや安否確認などの見守り活動を行っています。 市・地域包括支援センター・社会福祉協議会が中心となり、地域の関係機関の協力を得ながら災害時の要援護者の登録台帳整備や地図を作成し、見守り活動のみならず災害時の避難支援等及び緊急時に対応できるよう体制整備に努めます。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
くらし安心ネットワーク登録者	346 人	333 人	335 人

(4)住宅の整備

高齢単身・夫婦のみの世帯の増加が予測されることから、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境の確保、また、本人の希望と所得に応じた住まいの確保を支援するとともに、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービス提供住宅の確保に努めます。

【具体的な取組】

①高齢者の住まいの確保支援(担当課:保健福祉課・土木課)

自宅での生活が困難になった場合でも、高齢者の実情に合わせた適切なサービスが提供 できるような住まい環境づくりに努めます。

また、高齢者の多様化する生活ニーズや身体の状態に対応した生活ができるよう手すりの設置や段差解消のバリアフリー化を推進するための支援を行います。

公営住宅においては建設及び建替を行う際、住宅や屋外がバリアフリーに考慮された 「高齢者・障害者にやさしい市営住宅づくり」を目指します。



基本目標4 高齢者を地域で支え合うための支援

(1)認知症高齢者対策の充実

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して社会生活を営むことができるよう支援体制の充実を図ります。

また、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会を目指すとともに、認知症に関する市民の理解を深めることをはじめ、医療や介護等が連携した認知症ケアを充実、家族介護者の支援のためのサービスの充実等、地域における支援体制づくりを推進します。

【具体的な取組】

(1)認知症高齢者対策の推進(担当課:保健福祉課)

認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らせるまちづくりのためのパンフレット等による広報、また地域で認知症を理解するための普及・啓発を行います。

さらに、介護の負担を抱え込まないための相談・支援の取り組み及び地域での見守りを 行い、高齢者と家族を支える支援体制づくりの確立を目指します。

○標準的な認知症ケアパスの作成・普及

認知症と疑われる症状が発生したときや認知症の人を支える場合、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいかを示し、状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れとなる認知症ケアパスの作成に取り組むとともに、認知症の人とその家族にホームページやパンフレット等を通じ、広く情報の発信に努めます。

標準的な認知症ケアパスの概念図 病状が悪化した時 気づき・診断まで ← ■ 日常の自宅等でのケア ■ ■■■ 日常の自宅等でのケア ■ 状態が悪化した場合の支援や電話相談 地域包括 引き継ぎ 短期入所施設を 老健施設等 ーピス 支援センタ 認知症初期 ケアマネージャー 地域密着型サービス等 集中支援チーム チーム員会議 要介護認定 (地域ケア会議) ービス 必要時 状態が 悪化 認知症行動・心理症状悪化時 などの急性増悪期診療 日常診療 日常診療 製知症 紐い 認知症疾患 確定診断 (精神科医療機関等)

72

②認知症高齢者の早期診断・早期対応(担当課:保健福祉課)

○認知症初期集中支援チームの設置

認知症の人やその家族に早期に専門職がかかわり、早期診断、早期対応が行えるように、認知症初期集中支援チームの設置に向け取り組みます。

③地域での生活を支える医療サービスの構築(担当課:保健福祉課)

○長期入院精神障害者の地域への移行の促進【新規】

1年以上の長期にわたり精神科病院へ入院している認知症患者については、その地域移行を進める必要があります。精神障害者の地域生活への移行を促進するためには、退院後の居住の場の確保や地域生活を支えるサービスの確保等も必要であることから、器質性精神障害にあたる認知症高齢者については、グループホーム(認知症共同生活介護)での居住の場の確保に努めます。

④地域での生活を支える介護サービスの構築(担当課:保健福祉課)

グループホームや小規模多機能ホームなどの地域密着型サービス事業所を拠点として、 地域の介護サービスがその担い手となることを推進します。

○認知症はいかい模擬訓練の実施

認知症の理解を深め、認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるまちづくりを目指して、平成26年度は柊原地区を中心に柊原地区公民館と小規模多機能ホームくぬきの里などに協力をいただきながら実施しました。認知症を理解し、徘徊高齢者等を発見したときの対応方法を身につけ、適切な関係機関等につなぐことができ、それぞれの役割についても理解することを目標に訓練を実施しました。今後も各地域で関係機関と連携を図りながら実施していく必要があります。





認知症はいかい模擬訓練

⑤地域での日常生活・家族の支援の強化(担当課:保健福祉課)

○認知症サポーターの育成

認知症キャラバンメイト養成研修(キャラバンメイト延べ人数 33 名)、サポーター養成講座を行っています。また、キャラバンメイト連絡協議会を開催し、キャラバンメイト研修参加者のフォローアップやキャラバンメイト相互の交流と情報交換の場を設けています。今後も認知症に関する知識や体験等を地域、職域、学校などに伝えることの出来るキャラバンメイトの育成及び認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援するサポーターの養成に努めます。

○認知症地域支援推進員の設置

認知症の人とその家族を総合的に支援するため、医療機関や介護サービス及び地域の 支援機関をつなぐコーディネーターの配置を進めます。また、災害時にも推進員が中心 となり、支援できるように取り組みます。

○認知症カフェ及び交流会等の設置

認知症の人や介護者の交流、また、認知症について不安がある人が、専門職と出会う機会が持てるように、認知症カフェの設置に取り組みます。

認知症の人や家族の孤立を防ぎ、介護者が抱える問題等を緩和するための相談・交流 会を実施します。なお、認知症の方を介護している家族等が、互いに悩みを相談し、情 報交換ができる家族会を平成25年度に発足しています。

〇福祉サービス利用支援事業

高齢者や障害者で自らの判断能力に不安のある方で、福祉サービス利用の手続きや日常生活の金銭の支払い等にお困りの方を対象として様々なサービスの利用に関する情報の提供、申込み等を支援します。

⑥認知症に関する相談体制の充実(担当課:保健福祉課)

地域包括支援センターなど認知症に関する相談窓口の充実を図ります。また、若年性認知症の人にもその特性に配慮し、本人や関係者等が交流できる居場所づくりの設置等に努めます。

⑦医療・介護サービスを担う人材育成(担当課:保健福祉課)

医療と介護それぞれに携わる関係者が相互の役割、機能を理解しながら、認知症ケアにつなげていくために多職種間での研修会を実施します。

(2)権利擁護

問題の早期発見と早期対応を図るとともに、関係機関・団体との情報の共有化・連携が 重要となります。権利擁護に関する制度やサービスの周知と積極的な活用を図るために、 市民への情報提供や、講演会等による啓発活動の充実に努めます。

【具体的な取組】

①成年後見人制度の啓発・普及(担当課:保健福祉課)

地域包括支援センターにおいて、権利擁護に関する制度の紹介・相談の実施並びに市長申し立てによる対応を行い、さらに市報及びパンフレット等を活用し制度の啓発・普及に 努めます。

②高齢者虐待防止の推進(担当課:保健福祉課)

地域ケア会議(保健・医療・福祉関係者をケースに応じて招集して会議を開催)において、高齢者の虐待防止に努めています。

現在、各種健康教室・会議等で広報・周知を図っており、民生委員及び高齢者大学、 傾聴ボランティア養成講座(対象者:一般市民)、いきいき元気会等の研修を通じて、 高齢者の虐待防止や権利擁護(成年後見人制度)に関する教育を行っています。

虐待発生時の対応として、関係機関(病院・施設・ケアマネジャー・警察など)と地域ケア会議を開催し、対応していますが、虐待の決定について、法的な関与が必要とされることもあることから、弁護士等専門家との連携を深めます。

③人権同和教育研修会の実施(担当課:社会教育課)

同和問題をはじめ、子どもや高齢者への虐待、女性、障害者等に関する人権問題が依然として存在しており、これらの人権問題を解決するためには、日頃から一人ひとりがお互いの人権を尊重し、偏見や差別のない社会の実現に向けて努力を重ねていくことが重要です。

毎年 8 月の「人権同和問題啓発強調月間」と 12 月の「人権週間」に合わせて、各種 啓発活動とともに研修会(講演)を開催しており、研修会が各種人権問題についての関心 と理解を深め、正しく認識するための機会となっています。

人権同和教育研修会への参加拡大を図るとともに、高齢者や障害者等を対象とした内容の教材を確保し健常者に対する人権同和教育だけではなく、権利の主張を十分出来ない人や、権利侵害を受けやすい立場の人たちのための取り組みを充実します。

④男女共同参画推進(担当課:企画課)

高齢者や障害のある方が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう社会 参画の機会や地域で支え合う仕組みづくりが必要です。

介護を取り巻く問題、特に介護者は、現実に女性に負担が偏りがちであり、介護の問題を解決することは女性の問題を解決することにもなります。

多様なニーズに対応できる介護支援体制を推進するとともに、男女が介護と家庭や仕事の両立を実現できる環境整備を促進していきます。



(3)地域包括ケアシステムの充実

高齢化の進展とともに、今後もひとり暮らしの高齢者等の増加が予想され、さらには、 高齢者に対する虐待、高齢者の閉じこもり、認知症高齢者への増加への対応等、高齢者に 関わる様々な問題の対応が求められます。

地域包括支援センターを中核とし、地域ネットワークをはじめとした関係者や、保健・ 医療・福祉関係者等との連携を強化し、地域ケア会議の推進を図る等、高齢者等を地域で 支える「地域包括ケア体制」を多職種間の連携により目指します。

【具体的な取組】

① 包括支援センターの機能強化



在宅医療・介護連携

地域医師会等との連携により、 在宅医療・介護の一体的な提供 体制を構築

生活支援コーディネーター

高齢者のニーズとボランティア等の 地域資源とのマッチングにより、多様な主 体による生活支援を充実

認知症初期集中支援チーム 認知症地域支援推進員

早期診断・早期対応等により、認 知症になっても住み慣れた地域で 暮らし続けられる支援体制づくり など、認知症施策を推進

- 今後充実する業務については 地域包括支援センターまたは 適切な機関が実施 <例>>
- ・基幹的な役割のセンターに 位置づける方法
- ・他の適切な機関に委託して 連携する方法
- ・基幹的な役割のセンターと 機能強化型のセンターで分 担する方法

地域包括支援センター

※ 地域の実情を踏まえ、基幹的な役割のセン ター(※1)や機能強化型のセンター(※ 2)を位置づけるなどセンター間の役割分 担・連携を強化

地域ケア会議

多職種協働による個別事例のケ アマネジメントの充実と地域課 題の解決による地域包括ケアシ ステムの構築

包括的支援業務 介護予防ケアマネジメント

従来の業務を評価・改善す ることにより、地域包括ケ アの取組を充実

介護予防の推進

多様な参加の場づくりと リハビリ専門職の適切な関与によ り、高齢者が生きがいをもって生 活できるよう支援

※1 基幹的な役割の ヤンタ-

(直営センターで実施も可) たとえば、センター間の 総合調整、他センターの 後方支援、地域ケア推進 会議の開催などを担う

※2 機能強化型のセンタ・

過去の実績や得意分野を踏 まえて機能を強化し、他の センターの後方支援も担う

市町村

市町村 連営方針の策定・新総合事業の実施・地域ケア会議の実施等

市町村に対する情報提供、助言、支援、バックアップ等

〇地域包括支援センター運営協議会の積極的活用の促進

地域包括支援センターの公正・中立性を確保しつつ、円滑かつ適正な運営を図ります。 運営協議会について年1回開催し、事業報告及び事業計画について協議するとともに 事例等についても協議し、適正な運営に努めます。

〇総合相談支援

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

〇高齢者の権利擁護

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。

〇包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種間の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的・継続的に支援していく包括的・継続的マネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

〇介護予防ケアマネジメント

二次予防対象者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その 置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業 その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

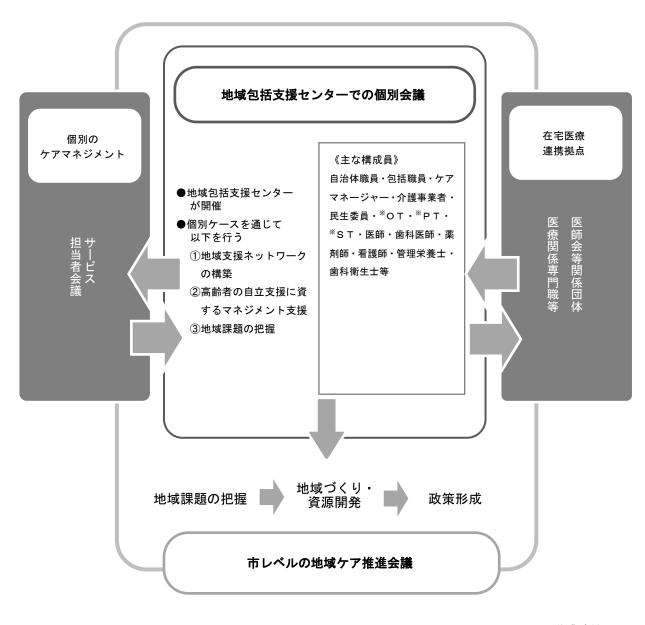
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護保険その他の保健福祉サ ービスに関すること	577 件	558 件	502 件
権利擁護(成年後見制度等)に 関すること	25 件	9件	10 件
高齢者虐待に関すること	10 件	3 件	2 件

※平成 26 年度は 10 月末現在

②地域ケア会議の推進

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進め、高齢になっても住み慣れた地域で尊厳のある自分らしい生活が継続できるよう、地域ケア会議の充実を図ります。

中心的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るために、地域包括支援ネットワークの構築や包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の課題の整理を行うとともに、 多職種協働のもと、フォーマルのみならず、インフォーマルの地域資源やサービスも活用 しながら、個別ケースの支援内容の検討を行うため、今後において、地域ケア会議の更な る充実・発展に努めます。

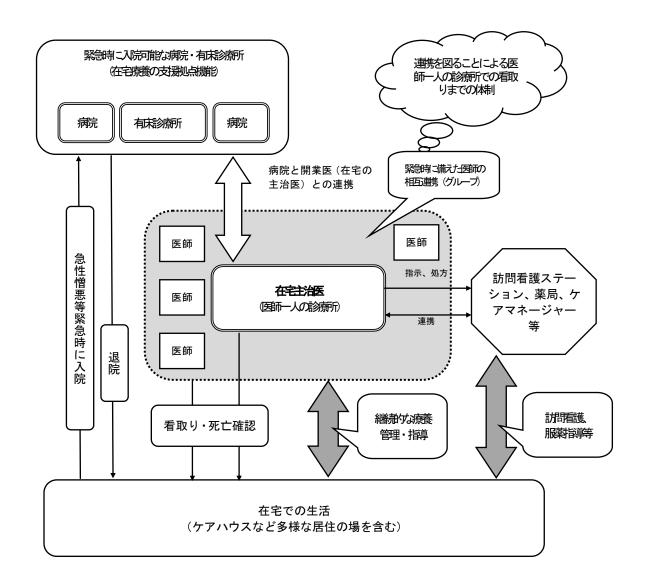


※OT:作業療法士 ※PT:理学療法士 ※ST:言語聴覚士

③在宅医療と介護の連携

高齢者が住み慣れた地域において、尊厳を持ち安心して最期まで暮らすことができる 地域づくりを目指し、医療・介護の多職種の連携による包括的かつ継続的に支える在宅 医療の提供体制の構築を目指します。

医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所、地域包括支援センター、介護サービス事業所、 行政等と研修会等を実施して情報の共有、連携の強化を図っていきます。



④在宅医療連携拠点機能の整備

今後も医療を必要とする高齢者の増加が予測されていますが、疾病を抱えても住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けるためには、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供体制の一体的な整備が必要となります。

地域全体で、医療分野の関係機関と連携するためには、医師会等の組織的な協力も必要 不可欠と言えます。

在宅医療を担う医師の確保を図るとともに、関係機関が連携し、多職種協働により在宅 医療・介護を一体的に提供できるよう、医療側から包括的な支援を行う「在宅医療連携 拠点」の整備を支援します。

⑤ボランティアの育成・支援

高齢者が安心して生活していくためには、地域包括ケアシステムの実現が求められ、 またフォーマルサービスにとどまらず、ボランティア等によるきめ細かなインフォーマル 的支援が今後必要とされています。

高齢者は、これまでの知識や経験を有していることから、地域でのボランティア活動を 担う人材として活躍してもらうために、ボランティア養成・活動支援事業との連携により 人材育成・確保に努めます。

⑥多様な人材の活用促進

地域福祉の推進に不可欠なボランティア活動や住民組織等については、生活支援コーデ ィネーターのもと、地域資源の掘り起こしや市社会福祉協議会を中心とした育成・支援体制 を強化するとともに、高齢者における保健福祉施策と連携した活動が可能となるような 研修や指導等の実施についても取り組んでいきます。

また、身近な地域で様々な方が介護を支える担い手となる地域づくりを積極的に推進し ます。

人材確保に向けた好循環のための施策

多様な人材の参入促進

マッチング強化

- ・各都道府県福祉人材センターに配置した専門員による的確なマッチング(福祉・介護人材確保緊急支援事業)・全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を整
- 備(福祉人材確保重点対策事業)

修学支援

介護福祉士等養成施設の入学者に対して修学資金の貸付 (介護福祉士等修学資金貸付事業)

人材の開拓

- ・潜在的有資格者に対する再就業に向けた研修(福祉・介 護人材確保緊急支援事業
- 介護福祉士の資格取得を目的とした民間委託による職業 訓練(離職者訓練)

イメージアップ

- ・小・中・高校生を対象とした福祉・介護の仕事の魅力を 伝えるための福祉・介護体験の実施
- ・介護を必要としない高齢者や、子育てを終えた主婦など 一般の方を対象としたボランティア体験などの実施(福 祉・介護人材確保緊急支援事業)

社会的評価の向上

- 待遇の向上



- 切磋琢磨
- 定着率の向上

資質の向上

キャリアパスの確立

- ・研修体系の一元化(介護職員初任者研修の創設等)
- ・認定介護福祉士の仕組みの検討

キャリアアップ支援

- ・事業主が雇用する労働者に対し、職業訓練の実施などを 行った場合に訓練経費や訓練中の賃金等を助成(キャリ ア形成促進助成金)
- 介護従事者が実務者研修受講の際の必要な代替要員を確 保(福祉・介護人材確保緊急支援事業)

処遇改善

介護報酬における介護職員処遇改善加算の創設

労働環境改善

- ・事業主のマネジメント能力の向上(介護労働安定センターの雇用管理改善等援助事業)
- ・介護従事者の雇用管理改善につなげるため、介護福祉機器の導入等を行った場合に助 成金を支給(中小企業労働環境向上助成金)
- ・介護ロボット開発支援

環境の改善

基本目標5 介護保険サービスの充実

(1)適正な介護保険サービスの提供

介護サービスの需要を把握し、また、これまでの実績を考慮し、本市の実情にあった サービスが提供できるように努めていきます。

また、適正な介護サービスが提供できるよう、市民・事業所への積極的な情報提供、事業者指導、介護給付の適正化等により、さらなる介護サービスの質の向上を目指していきます。

【具体的な取組】

①療養病床転換後の連携体制の整備(担当課:保健福祉課)

高齢者等の療養病床転換後の在宅生活を支えるため、5計画期間中においてグループホーム(認知症共同生活介護) 2ユニット(定員 18 名)が整備され、受け入れが行われています。

今後においても、各種のサービス提供基盤の強化や連携体制の整備に配慮していきます。

②市民参加の制度運営(担当課:保健福祉課)

老人クラブ、民生委員等の会合で介護保険制度の仕組みや市内の介護施設について説明 や介護保険事業計画の策定にあたり、市内4ケ所で住民懇話会を開催しています。

なお、介護保険事業計画の策定委員として、地域住民代表、家族代表、介護職代表等 13名で構成され、計画策定や実績に対し、それぞれの立場から意見を頂いています。

今後も各種組織・団体活動、その他の市民が集う場等を利用しながら、介護保険制度の 意義や仕組み等についての説明を行い、制度への理解を得られるよう努めます。

また、介護保険運営協議会の委員は市民から公募するとともに、運営協議会の意見を聞きながら事業の円滑な運営に努めます。

③情報の適切な提供(担当課:保健福祉課)

利用者が必要なサービスを選択できるよう、市報やホームページ等により介護サービス の適切な情報提供を行うとともに、研修等により職員の資質向上を図り、市や地域包括 支援センターの相談体制を充実させます。

④介護給付の適正化(担当課:保健福祉課)

〇要介護認定調査の適正化

要介護認定調査は、市外の遠方を除き、市の調査員及び、一部を市内の介護保険事業者へ委託しています。

鹿児島県と大隅地域振興局が開催する調査員研修にそれぞれ出席をしており、介護 保険事業所へも通知・参加依頼を行っています。

今後も、制度改正へ対応していくため、調査員研修に積極的に参加し、また、本市での自主的な研修を実施します。

〇ケアプランの適正化

ケアプランチェックについては、平成 20 年 3 月から順次、市内各事業所を対象に毎月実施しており、地域密着型サービスへの実地指導の際に各ケアプランの提出をしてもらい、利用者の自立支援に向けたプランが作成されているか点検し、各事業所のケアマネージャーに対し、個別に指導を行っています。

しかしながら、地域密着型サービス事業所以外へのチェックが課題です。

今後も、ケアプランの作成の適正化・平準化を図るため、ケアプランチェックを継続 して実施します。

〇福祉用具の購入及び住宅改修の点検

福祉用具の購入については、支給申請と同時にケアプランの提出を求め用具の必要性 や利用者の身体状況に適したものであるか点検を行っています。

住宅改修については、事前に利用者の状況に対応した必要な改修となっているか、 また、改修業者による価格設定が適切なものであるかを確認するため、住宅改修が必要 な理由書や見積書等を提出してもらい事前審査を行っています。

申請時にケアプランの提出をしてもらい、確認を行うとともに、今後、設置後の利用者宅を訪問し、身体状況に適し、自立支援に役立った改修・購入となっているか点検を行い、適正化を図ります。

〇介護報酬請求の適正化

国民健康保険団体連合会から送られてくる医療給付と介護給付の給付情報及び縦覧 点検結果情報を基に介護保険と医療保険の二重請求の確認や介護報酬の整合性を点検 し、介護給付の適正化を図ります。

〇介護給付費適正化事業

ケアプラン適正化指導検討会の開催は行われていないため、ケアプラン自体への適正 化が課題です。

介護(予防)給付について過剰なサービス、自立支援に繋がらないサービスの提供に対する調査、検証を行うとともに、地域の介護支援専門員の支援を目的に、保健福祉課職員、地域包括支援センター職員でケアプラン適正化指導検討会の場を設け介護給付の適正化を図ります。

また、介護保険のサービス利用者に対し定期的に介護給付費通知を発送し、利用者自らの介護保険サービスの利用状況の確認、コスト意識の喚起及び不正請求の発見につなげます。

⑤介護サービス事業者への支援(担当課:保健福祉課)

地域包括支援センター主催で垂水市介護支援専門員研修会を年 4~6 回開催。先進地施設の視察や事例発表を行い、職員の資質向上を図っています。

介護保険サービス事業者連絡会、地域密着型サービス事業所連絡協議会については行われていないため、今後における運営が課題です。

介護サービス事業者を対象に介護保険サービス事業者連絡会を開催に努め、市からの情報提供をはじめ事業者間での意見交換等を行い、市全体のスキルアップを図ります。 また、平成 20 年度に発足した地域密着型サービス事業所連絡協議会へのサポートも積極的に行います。

そのほか、市内各介護保険サービス事業所のケアマネージャーを対象とした研修会を 定期的に開催し、職員の資質向上を図ります。

⑥事業所指導の強化(担当課:保健福祉課)

平成18年4月施行の改正介護保険法により市町村の保険者機能が強化されました。 実地指導は年間計画のとおり実施に努めています。なお、今まで高齢者虐待の事例報告 については得られていません。

今後も、市が指定・指導監督権を持つ地域密着型サービス事業所をはじめ、権限委譲により県から市に移管される施設についても、不適切な事業運営や高齢者への虐待が行われることが無いよう指導に努めます。

(2)地域に密着した介護サービスの充実

各地域密着型サービス事業所が、地域との交流を深め、地域に根ざした開かれた介護サービス事業所としてサービスが提供できるよう、地域住民への周知・広報活動を積極的に行うとともに、地域密着型サービス事業所の指導監督によりサービスの質の向上を図ります。

【具体的な取組】

① 地域密着型サービスの質の確保と向上(担当課:保健福祉課)

平成 18 年度の制度改正により地域密着型サービス事業所の指定及び指導監督権が市町村となり事業所への指導力が強化されました。

南北に長い本市において、地域間での格差がなく、身近な地域で介護サービスを受けられるよう、地域におけるサービスの拠点として施設の指導・育成を図ります。

〇集団指導

現在、集団指導は実施していませんが、垂水市介護支援専門員研修会で制度改正や報酬改定等の周知に努めています。

今後、市内の全地域密着型サービス事業所を対象に集団指導の実施に努め、制度改正等の周知をはじめ、高齢者虐待防止、感染症対策等、マニュアルに基づいた研修を実施しています。

〇実地指導・監査

市内の地域密着型サービス事業所を対象に年次計画に基づき、個別に介護現場で実地指導を行っています。

今後もサービスの質の確保と向上、尊厳の保持、高齢者虐待防止法の趣旨、適正な報酬請求等について指導を強化するとともに、不正等については厳正な監査を実施します。

② 地域ニーズ・資源の的確な把握(担当課:保健福祉課)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業では、支援する側とされる側という画一的な関係ではなく、地域とのつながりを維持しながら住民主体で地域に根差した介護予防活動の推進等へ移行することが求められています。

現在の資源を日常生活圏域ごとに整理し、生活支援コーディネーターをはじめ、各関係機関が有効に活用できるようにします。また、地域住民のニーズに応じて、必要な資源の発掘・育成・推進を図ります。

(3) サービスの質的向上と制度の円滑な運営

資質の向上はもとより就業意識の醸成を図るため、介護職員のみならず人材育成の立場にあるリーダー等を対象とした研修を実施するとともに、要介護者への理解と次世代の担い手の育成に努めます。

【具体的な取組】

①介護給付・介護予防給付サービスの円滑な実施(担当課:保健福祉課)

介護保険サービスの円滑な提供を推進していくとともに、第1号被保険者の介護保険料が、高齢者にとって大きな負担とならないよう、また、できるだけ住み慣れた地域で自立できるよう、地域包括ケアセンターを核とした組織体制の見直しや事業者との連携を行い、介護サービスの充実を今後も推進していきます。

②地域密着型サービス事業の適正な運営(担当課:保健福祉課)

地域密着型サービスの質の確保、運営評価、地域密着型サービス事業の適正な運営を 確保する観点から必要であると判断した事項について、関係者の意見を反映させ、知識の 活用を図ります。

また、地域密着型サービス事業者の指定にあたっては、在宅での生活を継続できるようなケアマネジメントを基本に考えながら、要介護者状況や今後の推移、療養病床からの転換意向、施設配置状況、在宅サービスの提供等の状況を勘案し、計画目標を超えるサービスは抑制するなど、地域の実情を勘案した指定を行います。

③低所得者への支援等負担軽減策の実施(担当課:保健福祉課)

〇高額介護サービス費

介護保険でサービスを利用された方の1か月の利用者負担額合計が一定の限度額を 超えたときに、その超過分が介護保険から払い戻される制度です。

限度額は所得によって区分されています。なお、施設における食費・居住費、福祉 用具購入、住宅改修の自己負担は対象外となっています。

対象者のケアマネージャーに対し、本人もしくは家族への連絡をしてもらうことに より、100%に近い高額介護サービス費の支給ができています。

〇特定入所者介護サービス費

住民税非課税世帯の要介護者が介護保険3施設に入所したときやショートステイを利用した場合の居住費(滞在費)や食費は、申請によって認定された場合には所得に 応じた一定額(負担限度額)となり、負担の軽減が図られます。

〇高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に、介護保険の受給者がいる場合は、医療保険と介護保険の両方の自己負担額が合算できます。医療保険と介護保険それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担額を合算して、次の表の限度額(年間)を超えたときは、その超えた分が支給されます。

現在、鹿児島県国保連合会より、対象世帯へ通知を行い、本市国保係へ申請をしてもらい、その結果をもって、対象世帯への給付を行っています。

〇社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

この制度は、社会福祉法人等が介護保険サービスを利用する所得の低い方に対して、 利用料の軽減を行うものです。

平成17年10月より減額対象となる収入基準、資産基準及び減額割合が変更され、負担の軽減が行われています。

④人材育成(担当課:保健福祉課)

〇世代間交流と福祉教育の推進

現在、老人憩いの家において、健康教室やいきいきサロンの開催、子育てサロンの 実施など、子どもから高齢者までの世代間の交流が図られるよう利用促進に努めていま すが、福祉教育については、福祉と教育が連携・協働してはじめて可能となる取り組み となります。

各関係機関が連携し、学童・生徒が家族・地域社会全体の福祉に理解と関心がもてるよう、ボランティア活動等の具体的な取り組みを検討していきます。